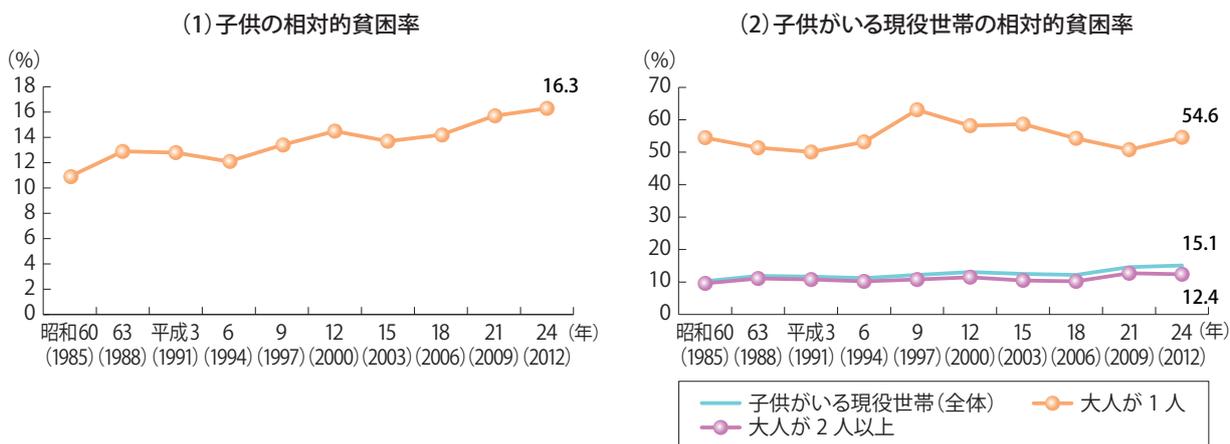


第3節 子供の貧困

○子供の相対的貧困率は上昇傾向。大人1人で子供を養育している家庭の貧困率が高い。(図表28)

図表28 子供の相対的貧困率



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

- (注) 1. 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
 2. 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。
 3. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4. 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

第4章 社会的自立

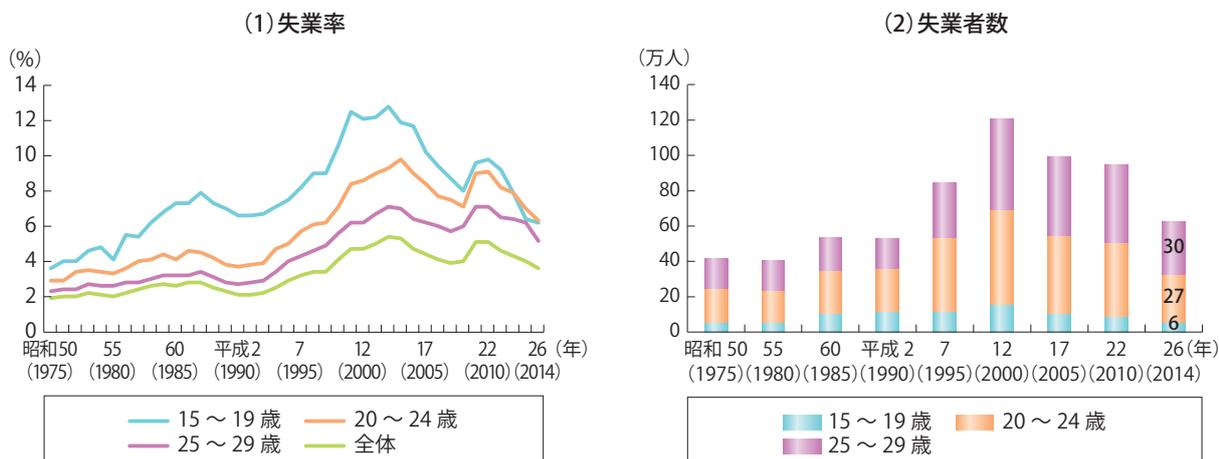
第1節 労働

1 概況

(失業)

○失業率はこのところ改善が続く。(図表29)

図表29 完全失業率



(出典) 総務省「労働力調査」